

龍農丙発第 18-253 号  
2018 (平成 30) 年 7 月 27 日

関係大学 (学部) 長  
関係大学研究科長 様  
関係研究機関長

龍谷大学農学部長  
末原 達郎 (公印省略)

### 教員の公募について (依頼)

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび本学部におきまして、下記の要領により専任教員を公募することとなりました。

つきましては、ご多用中誠に恐縮に存じますが、関係部門 (各位) へのご周知ならびに適任者のご推薦について、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

謹白

### 記

1. 所属学部・学科 農学部 植物生命科学科
2. 勤務地 滋賀県大津市瀬田大江町横谷 1-5 龍谷大学瀬田キャンパス
3. 主たる担当科目 「分子育種学Ⅱ」  
※主たる担当科目以外の授業科目も担当いただく予定です。
4. 採用予定職名 特別任用教員 A 教授  
※待遇等詳細については、別紙 1 「特別任用教員 A 教授について」をご参照ください。
5. 採用予定人数 1 名
6. 応募要件  
次の要件を満たす者  
(1) 本学の「建学の精神」を尊重出来る者。  
(2) 博士の学位を有する者 (見込みの者を含む)、又はそれと同程度の能力があると認められる者。  
(3) 優れた研究業績を有する者 (国内外の著名な学会誌・ジャーナルに査読付き論文を有することが望ましい)。

- (4) 強い意欲と情熱を持って、教育、研究、社会貢献、大学内の運営に従事出来る。
- (5) 当該分野における 30 年以上の教育研究実績を有する者。

## 7. 応募書類

- (1) 履歴書（写真貼付）（龍谷大学様式 1） 1 部
- (2) 教育業績・職務実績書（龍谷大学様式 2） 1 部
- (3) 研究業績書（龍谷大学様式 3） 1 部
  - ・単著・共著を区分し、書名、論文名、出版社（発行所）名、発表雑誌名、発行（発表）年月日、査読の有無等を明記すること。
  - ・研究業績毎に要旨（日本語、200 字程度）を記載すること。
  - ・主要な研究業績 3 点に「○印」を付すこと。
- (4) 主な研究業績（抜刷・コピー可） 各 3 部
  - ・原則として、直近 5 年以内の業績を含めること。
- (5) その他業績書（龍谷大学様式 4） 1 部
- (6) 教育と研究に対する抱負（龍谷大学様式 5） 1 部
- (7) シラバス（龍谷大学様式 6） 1 部
  - ・「主たる担当授業科目」のシラバスを作成すること。
- (8) 照会可能な方の氏名（2 名）と所属・連絡先

※提出いただいた書類は返却いたしかねます。

※各所定様式は、A4 縦型／片面印刷とし、クリップ留めしてください（ホッチキス留めはしないでください）。

※本学所定様式は、以下の本学ホームページからダウンロード可能です。

<http://www.ryukoku.ac.jp/employment.html>

8. 応募期限 2018 年 9 月 20 日（木）【必着】

9. 採用時期 2019 年 4 月 1 日

10. 提出先 〒520-2194 滋賀県大津市瀬田大江町横谷 1-5  
龍谷大学 農学部教務課 宛

11. 提出方法 封筒に「農学部 植物生命科学科「分子育種学Ⅱ」 教員応募書類  
在中」と朱書きし「書留」にて郵送すること。＜電子ファイル不可＞

12. 照会先 〒520-2194 滋賀県大津市瀬田大江町横谷 1-5  
龍谷大学農学部教務課 担当：草壁（くさかべ）  
TEL 077-599-5601 / FAX 077-599-5608  
E-mail : agr@ad.ryukoku.ac.jp

### 13. 選 考 等

- (1) 第1次選考（書類選考）通過者には、別途通知します。
- (2) 第2次選考（面接・模擬授業等）は、2018年10月中旬から下旬にかけて実施する予定です。
- (3) 選考に伴う交通費・宿泊費等は、原則として支給しません。
- (4) 採否の結果については、決定次第、応募者に通知します。

### 14. そ の 他

- (1) 募集に際してご提供いただいた個人情報は、本学規程にしたがい適切に管理し、選考及び採用の目的以外には使用いたしません。

以 上

## 特別任用教員 A 教授について 一抜粋一

## ■資格（第 2 条関係）

本学の教育方針に賛同し、農学部教授会が、講義編成上特に必要と認める者で、教授の資格を有する者。

## ■義務（第 2 条関係）

- (1) 当該特別任用教員は、本学以外の学校の専任教員となることはできない。
- (2) 当該特別任用教員は、授業及び研究に関して農学部教授会に意見を述べることができる。

## ■特別任用教員 A（第 5 条関係）

特別任用教員 A の定年は、教授にあつては満 68 歳に達した年度末とする。

## ■職務（第 7 条関係）

- (1) 当該特別任用教員は、授業・研究・学生指導、その他これらに関連する業務に従事することをその職務とする。
- (2) 当該特別任用教員の授業担当時間数は、「専任教員の担当授業時間数に関する基準」を準用とする【1 週 5 コマ（10 時間）】。

## ■給与（第 8 条関係）

- (1) 当該特別任用教員の給与（基本給）は、「特 I 等級」（専任教育教員 I 等級 47 号俸の 50% = 359,150 円）とする。
- (2) 担当授業時間数が、所定時間数をこえる場合は、別に分担外手当を支給する。

## ■諸手当（第 9 条関係）

- (1) 当該特別任用教員には、期末手当のほかに給与規程の定めによる扶養家族手当、住宅手当、通勤手当を支給する。
- (2) 期末手当は、基本給及び扶養家族手当並びに当該期における分担外手当を支給の基礎とし、上半期手当 1.5 カ月分、下半期手当 1.5 カ月分を支給する。
- (3) 分担外手当は、29,300 円を支給する。

## ■退職手当（第 11 条関係）

- (1) 当該特別任用教員には、任用期間終了時に退職手当を支給する。任用期間終了時とは本学の特別任用教員でなくなる時をいう。
- (2) 退職手当の算定基準は、最終月の本俸月額×勤務年数×0.5 とする。
- (3) 懲戒解雇となった者には、退職手当を支給しない。

以 上